

第6章 計画に位置づける施策・事業とその実施主体等

6-1. 計画に位置づける施策の体系

前章で掲げた目標を達成するため、次に示す施策を計画に位置づけ、実施します。

表 8 計画に位置づける施策の体系

基本方針	目標	施策
基本方針 1 効率的で利便性の高い 公共交通ネットワークの 構築	【目標 1】 効率的で利便性の 高い公共交通を 提供する。	①コンパクトなまちづくりと連携した公共交通 網の形成
		②自由に移動できる手段が無い人を対象と した移動手段の維持・確保・支援
基本方針 2 利用しやすいサービスと 環境の整備	【目標 2 - 1】 公共交通を利用 しやすい環境を 整備する。	③公共交通のキャッシュレス化
		④交通結節点及び待合環境の整備
		⑤公共交通に関する情報発信の強化
		⑥施設・車両のバリアフリー化
		⑦利用しやすい運賃設定
基本方針 3 関係者の役割分担と連携 による公共交通を軸とした まちづくりの推進	【目標 2 - 2】 公共交通を利用 する意識を醸成 する。	⑧市民に対するモビリティ・マネジメントの 実施
		⑨すべての交通手段の担い手確保に係る 取組の実施

6-2. 施策と事業の内容

①コンパクトなまちづくりと連携した公共交通網の形成

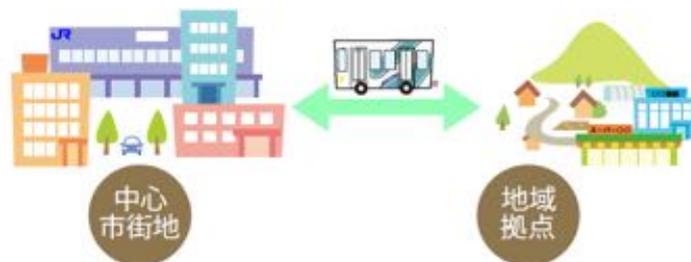
現状・問題点

- ・公共交通の利用者が減少傾向にあることに加え、公共交通の担い手が不足していること等により、路線バスの維持が難しい地域が存在している。
- ・移動ニーズと公共交通の路線網が合致していない箇所がある。

事業概要

- ・路線バスについては、移動ニーズや立地適正化計画を踏まえた幹線の強化を行うとともに、支線を地域の状況に応じた利便性が高く効率的な運行に見直し。
- ・幹線と支線の位置づけや役割に見合った財政支援を行い、適切なサービス水準を維持。
- ・路線バスとコミュニティ交通のダイヤ調整等の連携を図る。
- ・市街地中心部においては、賑わい創出に寄与する市街地循環線の運行を継続。
- ・周南市スマートシティ構想に基づき、公共交通利用者の利便性向上を図るため AI 等の先端技術の活用について検討。

幹線



支線



図 59 幹線と支線の役割分担のイメージ



図 60 2018年に導入した市街地循環線の取組



図 61 AIを使った乗合交通の例（福岡県：のらーと）

実施主体

交通事業者、山口県、関係自治体、周南市

備考

- ・地域の状況を踏まえ、地域と協議の上、検討を進める。

スケジュール					
事業概要	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)
路線バスの見直しと財政支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
路線バスとコミュニティ交通の連携	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市街地循環線の運行	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
AI等の先端技術の活用検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

②自由に移動できる手段が無い人を対象とした移動手段の維持・確保・支援

現状・問題点

- ・平地部の縁辺部や山間部、高齢化が進行した団地等のバスを利用しにくい地域において、高齢者を中心に自己の移動手段を持たない人がいる。

事業概要

- ・路線バスの幹線の見直しとあわせ、幹線を補完する支線機能を担う、コミュニティ交通や高齢者バス・タクシー運賃助成制度、グリーンスローモビリティ等新たな交通手段や制度の導入を検討。
- ・交通事業者のみならず、福祉事業者や物流事業者等の既存輸送資源の有効活用について検討。

資料：周南市



図 62 2020年10月より運行開始した中須地区コミュニティバス



図 65 グリーンスローモビリティの活用事例（島根県大田市）

実施主体

交通事業者、地域住民、関係自治体、周南市

スケジュール

事業概要	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)
コミュニティ交通の維持管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新たな交通手段や制度の導入検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
既存輸送資源の有効活用を検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高齢者バス・タクシー運賃助成制度の検討・導入	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

③公共交通のキャッシュレス化

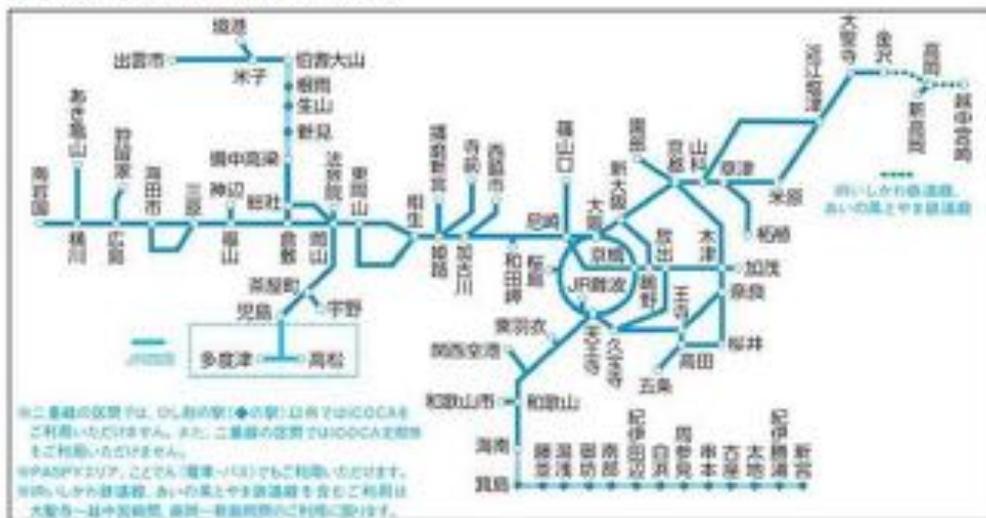
現状・問題点

- ・周南市内の鉄道・路線バス・コミュニティ交通ともに交通系 IC カードに未対応。

事業概要

- ・全国で普及の進む交通系 IC カードの導入を推進する。
- ・キャッシュレス化の動向により、交通系 IC カード以外のキャッシュレス決済についても導入可能性を検討する。

JR西日本ICOCAエリア(2019年10月時点)



資料：西日本旅客鉄道株式会社

図 66 山口県内の交通系 IC カードの導入状況と今後の拡大予定

実施主体

交通事業者、関係機関、山口県、周南市

スケジュール

事業概要	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)
交通系 IC カードの導入推進		⇒	⇒	⇒	⇒

④交通結節点及び待合環境の整備

現状・問題点

- ・鉄道駅・航路待合所の環境整備のほか、北部地域において「徳山北部拠点施設」の整備が予定されている。

事業概要

- ・交通結節点やバス停における公共交通の待合環境を整備する。
- ・バスが到着するまでの間、安心して待つことができるよう、上屋、風よけ等を設置する制度構築の検討（事業⑤とも連携し、良好な待合環境を形成）。
- ・近隣施設との合意が得られる場合、近隣施設内を待合場所とする等、必要以上に設備投資をしないよう努めるとともに、地域住民による維持管理等の協力も求める。
- ・「徳山北部拠点施設」の整備に合わせ、路線バスやコミュニティ交通との乗継や待合機能を備えた交通結節機能を整備する。

株式会社ファミリーマートと交通サービスの連携に関する協定を締結しました

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2020年4月6日更新 [Tweet](#) [シェア](#)

このたびは本市と株式会社ファミリーマートは、交通サービスの連携に関する協定を締結しました。この協定により、両社の店舗施設の一部が公共交通機関の待合所等として開放され、公共交通の利用者の利便性が向上します。

具体的には、両社の店舗施設において、バスの運行状況等を表示するデジタルサイネージが設置され、店舗内のイートインスペース等を、公共交通機関の利用者が待合スペースとして無償で利用できるようになりました。また、サイクル・アンド・ライド駐輪場（お住いの場所からバス等の公共交通機関を利用して目的地まで行くために、乗り場まで使用した自転車を無償で駐輪できる場所）の利用や、店舗でのバス切符の販売もあわせて開始されました。

なお、これらの取り組みは令和2年4月現在、「ファミリーマート山口泉都町店」において実施されています。今後もますます便利になる公共交通を、みなさんも利用してみませんか。



資料：山口市

図 67 コンビニ店内におけるバスの待合環境整備の例（山口県山口市）



図 68 徳山駅前バスターミナルの待合環境



図 69 コミュニティ交通における民間施設を用いた待合環境の整備例（富司産業待合所）

実施主体

交通事業者、沿線協力施設管理者、地域住民、周南市

スケジュール					
事業概要	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)
バス停等の待合環境整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
上屋等の施設を設置する制度構築の検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
「徳山北部拠点施設」における交通結節機能の整備					⇒

⑤公共交通に関する情報発信の強化

現状・問題点

- ・公共交通を通勤・通学、日々の買い物で利用する人は、おおむね固定化されている状況。
- ・普段、自家用車を使う人に対して、月1回でも公共交通を「使ってみよう」と思える施策を推進する必要がある。特に、情報発信・利用促進を中心とした取組を進めていく必要がある。

事業概要

- ・公共交通に関する情報発信の取組として、以下のものを行う。
 - 公共交通マップの作成・配布
 - 周南市をはじめ周南圏域の公共交通マップを作成し、市民へ配布する。
 - GTFS⁷データの整備
 - Google のバス路線検索へ対応。
 - バスロケーションシステム、サイネージの導入検討
 - 防長交通で導入しているバスロケーションシステムについて、位置情報を表示するデジタルサイネージの設置を推進する。
 - 来訪者への公共交通利用の PR



図 70 路線やお得な情報を掲載した公共交通マップ

⁷GTFS: 「General Transit Feed Specification」の略。公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用されるファイルの共通形式。このデータを使って、Google のバス路線検索ができる。



図 71 徳山駅前バスターミナルのサイネージ



資料：防長交通

図 72 周南市内の路線バスで導入されているバスロケーションシステム

実施主体

交通事業者、周南市

スケジュール

事業概要	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)
公共交通マップの作成・配布		⇒	⇒	⇒	⇒
GTFS データの整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
バスロケーションシステム等の導入検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
来訪者への公共交通利用の PR		⇒	⇒	⇒	⇒

⑥施設・車両のバリアフリー化

現状・問題点

- ・一部の車両や施設では、乗降する際に段差があり、乗降の際に高齢者や障害者等にとって抵抗となっている。

事業概要

- ・車両等を更新する際のバリアフリー化。
- ・交通結節点における乗り場までの動線等、施設を整備・更新等する際のバリアフリー化。



図 73 車両のバリアフリー化のイメージ（ノンステップ車両）



図 74 バス停と車両の離隔を小さくする縁石の導入事例（岡山県岡山市 後楽園前バス停）



資料：国土交通省

図 75 鉄道駅のプラットフォームのかさ上げ事例

実施主体

交通事業者、周南市

スケジュール

事業概要	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)
車両等のバリアフリー化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
施設のバリアフリー化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⑦利用しやすい運賃設定

現状・問題点

- ・中山間地域を中心に、市街地までの運賃負担が過重になる傾向にある。
- ・自己の交通手段を持たない高齢者において、移動にかかるコストが負担になっている。

事業概要

- ・高齢者バス・タクシー運賃助成制度の検討・導入及び離島高齢者航路運賃助成制度を継続。
- 市街地周辺部の利用不便地区からの移動や、移動距離が長くなりがちな中山間地域から中心市街地への移動等に対して、運賃の補助制度により負担軽減する。
- ・定額運賃やゾーン運賃等、利用しやすい運賃体系の導入についての調査・研究を行う。

資料：周南市

図 76 周南市高齢者バス・タクシー運賃助成事業 実証実験チラシ（再掲）

実施主体

交通事業者、周南市

スケジュール

事業概要	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)
高齢者バス・タクシー運賃助成制度の検討・導入（再掲）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
離島高齢者航路運賃助成制度	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
定額運賃等の調査・研究	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⑧市民に対するモビリティ・マネジメントの実施

現状・問題点

- ・過度なマイカー利用等により、公共交通の利用者が減少
- ・公共交通を通勤・通学、日々の買い物で利用する人は、おおむね固定化されている状況
- ・普段、クルマを使う人に対して、月1回でも公共交通を「使ってみよう」と思える情報発信・利用促進策を中心とした取組を進めていく必要がある。
- ・このままのペースで利用者の減少が進めば、維持・存続が困難な路線も存在
- ・高齢ドライバーによる交通事故の割合が増加傾向にある。

事業概要

- ・交通事業者や市内の商業施設等と連携し、公共交通の利用促進および市内の経済活性化に繋がる企画の検討・実施。
- ・バスを使うライフスタイルを提案する情報誌の作成、配布。
- ・子どもや高齢者等にターゲットを定め、鉄道、路線バス等の乗り方教室を実施。
- ・JR 岩徳線の利用促進として企画列車の運行や旅行商品の開発等を実施。
- ・市内一斉ノーマイカーデーへの参加の呼びかけを事業所に対して継続的に実施。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策等の安全な公共交通利用のPRにも取り組む。
- ・自家用車を利用して中心市街地へ移動するのではなく、地域の拠点となる場所まで自家用車で移動し、バスに乗り換えて中心市街地へ移動することで、長距離の運転による心理的・身体的負担を軽減。



資料:広島県バス協会



資料:防長交通

図 77 バス・鉄道と商業施設が連携した取組例

図 78 子ども 50 円バスキャンペーン



資料：日本モビリティ・マネジメント会議

図 79 安全な公共交通の乗り方ポスター(再掲)



資料：小山市

図 80 バスを使うライフスタイルを提案する情報誌の例



資料：みんなが利用したくなる生活交通推進会議

図 81 バスの体験イベントの例

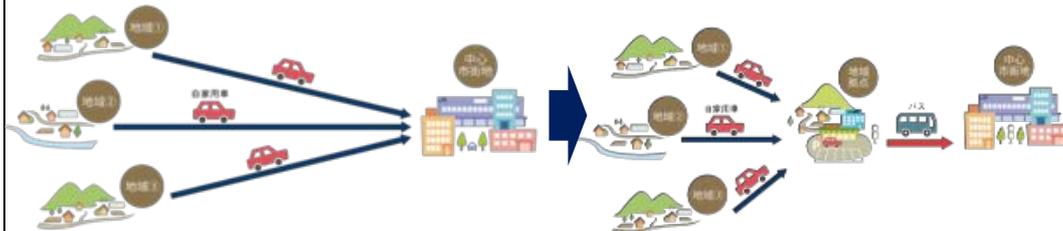


図 82 パークアンドライドの事業イメージ

実施主体

交通事業者、関係機関、市民、周南市

スケジュール

事業概要	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)
公共交通の利用促進企画等の検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
情報誌の作成や路線バス等の乗り方教室	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
JR 岩徳線の利用促進イベントの企画・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ノーマイカーデーへの参加呼びかけ等	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
パークアンドライドの利用促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⑨すべての交通手段の担い手確保に係る取組の実施

現状・問題点

- ・鉄道以外の全ての公共交通事業者（路線バス・タクシー・コミュニティ交通）において、運転士が不足している。

事業概要

- ・路線バスやタクシーの担い手確保に係る取組を実施。
- ・コミュニティ交通の担い手確保に向けた地域へのPR。
- ・事業者協力型自家用有償運送の検討。
- ・地域公共交通会議を開催し、関係者で公共交通網形成の協議を実施。

バス・タクシー 運転士体験会
企業説明フェア!
5月30日 11:00~17:00
 山口県周田自動車学校 山口市東2丁目4-5-5

●バス・タクシー企業説明フェア(企業2社)
 ●バス運転士の仕事に興味があり、普通自動車免許をお持ちの方。
 ●タクシー乗務員操作見学会(正入り口)

要申込
 今期3年 4月1日未～5月17日未
 申し込み: FAX 0834-227-8338までご連絡ください。

バス運転士体験会
2019年 6/1(土) 10:00~12:00
 会場/南陽自動車学校 山口県周南市新田二丁目6-1
 ※現地集合、現地解散となります

内容 ●バス運転体験(一人当たり10分程度)
 ●人事担当者からの仕事説明
 対象者 ●21歳以上60歳未満の方(男女問わず)
 ●大型、(準)中型、普通免許(AT限定不可)のいずれかをお持ちの方
 ●バス運転士に興味のある方
 参加費 ●無料
 申込方法 ●参加希望日の3日前までに下記問い合わせ先にお電話下さい

【問い合わせ先】防長交通株式会社 総務部採用担当
 TEL:0834-22-7838(平日9:00~18:00)

資料：山口県

資料：防長交通

図 83 担い手確保の取組例

バス運転士さん大募集！女性ドライバーも活躍中！！

山口県下最大級の営業面積を誇る近鉄グループのバス会社！

「大型二種免許は持ってないけど、バスの運転手はずっと憧れだった」という方に朗報！

免許取得費用は当社が負担！！

学歴・年齢・性別不問、内定後に自動車学校に入校し、大型二種免許を取得できます。

支援金制度(新設)
既に大型二種免許をお持ちの方は**20万円**
それ以外の方は**10万円**を支給

正社員登用制度有
大型車経験者であれば最短3ヶ月!!
未経験の方でも1年で正社員登用制度を受けられる事が出来ます。昨年は95%の受験者が正社員になりました。

職種 バス運転士

資格 学歴・性別不問【内定免許の方を除く】
※資格を持っていない方は、内定後に自動車学校に入校し、大型二種免許を取得して頂きます。
※大型二種免許保持者歓迎

時間 4勤1休の交番制(正規運転士は3勤1休)

給与 月給:170,000円+諸手当
〔月収例:235,000円(初年度平均総支給額)〕

賞与 年3回支給

待遇 支度金制度、社会保険完備、通勤手当、制服貸与、退職金・財形貯蓄制度、社宅有(単身)

応募 電話連絡の後、履歴書・運転記録証明書(過去5年分)を下記まで郵送ください。
※書類審査の後、面接、実技試験を行います。





防長交通は
安全評価
最高ランクの
3つ星を
取得しています

まずはお電話にてお気軽にお問い合わせください。

防長交通株式会社 ☎(0834)22-7838 (平日9:00~17:30) 採用担当まで

〒745-8547 山口県周南市松保町7番9号 防長交通株式会社ホームページ <https://www.bochobus.co.jp/>

資料：防長交通

図 84 事業者による運転免許取得支援制度の例



資料：国土交通省

図 85 事業者協力型自家用有償運送の概要



図 86 交通会議の開催の様子

実施主体

交通事業者、地域住民、国土交通省、山口県、周南市

スケジュール

事業概要	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)
担い手確保に係る取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事業者協力型自家用有償運送の検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域公共交通会議の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

6-3. 事業の進捗管理

事業の進捗管理にあたっては、目標の達成状況等を評価指標で適切に評価するとともに、社会経済情勢やニーズ等の変化に合わせて、適宜事業内容を見直し、改善する必要があります。

そこで、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価・検証）、Act（改善））を活用し、毎年度達成状況を評価・検証するほか、周南市地域公共交通会議において、事業の進捗状況を随時報告することとします。これらの評価・検証・報告により、必要に応じて事業の改善を図りながら、計画を推進します。



図 87 事業の進捗管理におけるPDCAサイクルのイメージ

表 9 事業の進捗管理の概要
 <全体的な評価指標>

評価指標	データ等の取得方法	評価時期
公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティ交通、タクシー、離島航路）の年間利用者数	交通事業者と市が利用者数を把握	毎年度
市内の乗合バス事業の経常収支率	交通事業者と市が利用者数を把握	毎年度
公共交通を維持するための行政負担額（路線バス、コミュニティ交通、離島航路）	市が把握	毎年度

<個別の評価指標>

評価指標	評価時期	データ等の取得方法	評価時期
【目標 1】 効率的で利便性の高い公共交通を提供する。	移動手段が確保された地区の人口割合	GIS ⁸ による演算で把握	毎年度
	コミュニティ交通の導入地区数	市が把握	毎年度
【目標 2 - 1】 公共交通を利用しやすい環境を整備する。	主な観光施設（徳山動物園）の来訪者の公共交通（鉄道または路線バス）利用割合	市が定期的に調査を実施し把握	毎年度
	停留所における民間との協働による待合環境の整備件数	交通事業者と市が整備件数を把握	毎年度
	施設等における GPS を活用した運行情報案内機器の整備件数	市が把握	毎年度
【目標 2 - 2】 公共交通を利用する意識を醸成する。	市内における公共交通の乗り方教室の年間実施回数	交通事業者と市が実施回数を把握	毎年度
	市内一斉ノーマイカー運動への参加事業所数	市が把握	毎年度
【目標 3】 関係者の連携により公共交通の事業環境を確保する。	人材育成支援制度の利用者数	交通事業者と市が制度利用者数を把握	毎年度

⁸GIS：Geographic Information System（地理情報システム）の略。位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行う等、情報を視覚的に表示させるシステム。

参考資料

- 1 周南市地域公共交通会議規約
- 2 周南市地域公共交通会議委員名簿
- 3 周南市地域公共交通会議の開催状況
- 4 アンケート調査の実施状況

1. 周南市地域公共交通会議規約

周南市地域公共交通会議規約

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 36 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、周南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第 2 条 交通会議は、事務所を周南市役所内に置く。

(事業)

第 3 条 交通会議は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画及び交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第 4 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は次に掲げる者とする。

- (1) 周南市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は公共交通機関の利用者の代表
- (5) 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) 道路管理者、山口県警察、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 交通会議に会長を置き、周南市長又はその指名する者をもって充てる。副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第7条 監事は委員のうちから会長が2名指名し、交通会議の出納監査を行う。

2 出納監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監事は、出納監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うことができる。

5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第9条 交通会議に、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、会長が必要と認める者をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

4 幹事会は、調査の経過及び内容を交通会議に報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第10条 交通会議で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、周南市公共交通対策担当課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、交付金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第14条 委員等が会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会

長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

2. 周南市地域公共交通会議委員名簿

職 名	氏 名
周南市 都市整備部長	有馬 善己
中国運輸局 山口運輸支局 首席運輸企画専門官	秋本 由美
防長交通株式会社 営業部長	河合 貴志
西日本旅客鉄道株式会社 徳山駅 管理駅長	池田 和久
大津島巡航株式会社 専務取締役	井上 道隆
徳山地区タクシー協会 会長	松本 澄
周南市自治会連合会 会長	田中 義啓
周南市老人クラブ連合会 会長	原田 邦昭
周南市身体障害者団体連合会 会長	徳毛 裕之
鹿野地区女性団体連絡協議会 副会長	有國 美恵子
私鉄中国地方労働組合 防長交通支部 書記長	石隈 信之
周南警察署 交通課長	相良 竜二
光警察署 交通課長	大利 太郎
中国地方整備局 山口河川国道事務所 交通対策課長	河上 伸一
山口県 周南土木建築事務所 企画調査室 主幹	寿恵村 良成
山口県 観光スポーツ文化部 交通政策課長	伊藤 香緒利
周南北部地域包括支援センター サテライト担当	吉木 秀之
徳山工業高等専門学校教授	古田 健一

令和2年4月1日現在

3. 周南市地域公共交通会議の開催状況

回次	開催日	主な協議内容
第1回	書面開催	(1)役員選出について (2)令和2年度予算について (3)後期地域公共交通網形成計画策定支援業務実施に係る公募型プロポーザル選考委員の選定について
第2回	令和2年8月21日(金)	(1)自家用有償運送の更新登録について (2)防長バス路線菅野線の廃止について (3)高齢者バス・タクシー運賃助成事業実証実験について (4)後期地域公共交通網形成計画策定支援業務について (5)地域公共交通運営継続支援金について
第3回	令和2年11月19日(木)	(1)後期地域公共交通網形成計画について (2)高齢者バス・タクシー運賃助成事業実証実験について
第4回	書面開催	(1)周南市地域公共交通計画(素案)について
第5回	令和3年3月25日(木)	(1)周南市地域公共交通計画(案)について (2)周南市地域公共交通会議規約の改正について

4. アンケート調査の実施状況

	住民アンケート		高校生 web アンケート
	本土部	大津島	
目的	新型コロナウイルスの感染拡大や施設立地の変化による移動ニーズの変化の把握	施設立地の変化による移動ニーズの変化の把握、島内・島外移動における改善点の把握	中長期的に公共交通を利用してもらうための取組の方向性を検討するための基礎材料を得る
調査期間	令和2年8月末～9月上旬	令和2年10月	令和2年10月中旬～11月上旬
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収	URL/QRコードを記載した紙を配布・Web回答
回収率・回収数	回収率：28.2% 回収数：1,842部	回収率：58.2% 回収数：122部	回収率：17.5% 回収数：276サンプル
調査対象者	周南市内本土部に居住する4,000世帯 ※人口が少ない地区からも一定数の調査票を回収できるよう、地区ごとに一定数の世帯を無作為抽出し、調査票を配布 ※各世帯に調査票を2部ずつ配布し、高校生以上で公共交通を必要とする可能性が高い2人まで回答を依頼	大津島全世帯165世帯 ※各世帯に調査票を2部ずつ配布し、高校生以上で公共交通を必要とする可能性が高い世帯員2人まで回答を依頼	① 周南市内の高校・高専(9校)に通う高校2年生 ② 周南市在住で周南市外の高校(10校)に通う高校2年生 ※該当生徒が10名以上いる高校を対象
主な質問項目	① 普段利用する買い物先、通院先、通勤通学先 ② コロナ前後での移動・外出の変化(交通手段や目的地) ③ 公共交通の利用に関するコロナの影響 ④ 公共交通への財政支出に対する意向 ⑤ (コミュニティ交通あり地域)コミュニティ交通に対する満足度・改善点 (コミュニティ交通なし地域)自地域における移動手段に求める条件 ⑥ 新技術に対する意向	① 普段利用する買い物先、通院先、通勤通学先 ② 島内を運行しているコミュニティバスの利用頻度、満足度 ③ 島内・島外の移動における改善点 ④ 住民にとって必要なサービス	① 主な通学手段 ② 新型コロナウイルスの感染拡大による公共交通への印象 ③ 公共交通(鉄道、バス、タクシー)に対する印象 ④ 自動運転等の新技術に関する印象 ⑤ 将来の公共交通を使う可能性 ⑥ 居住地に関する意識

周南市地域公共交通計画

令和 3（2021）年 3 月改訂

発行／周南市都市整備部 公共交通対策課

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

